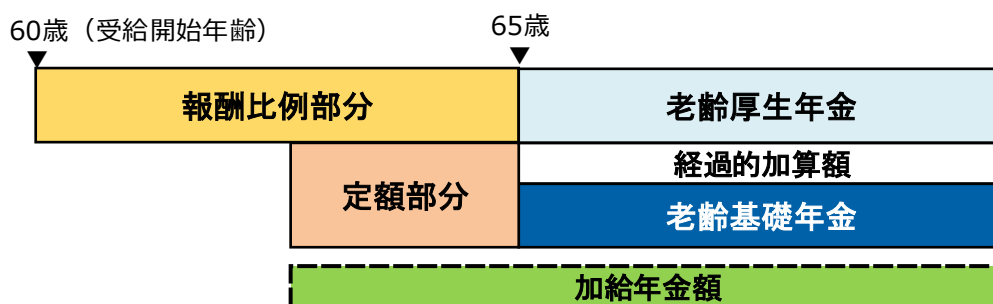


65歳以降の老齢厚生年金の額

65歳からの老齢厚生年金の年金額は、65歳になるまで受け取る特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分と同じ計算式です。【9ページ参照】

加給年金額については、65歳以降も加給年金額の対象者がいる場合は受け取ることができます。【10ページ参照】



老齢厚生年金

65歳からの老齢厚生年金は、老齢基礎年金に上乗せされる形で受け取ることができます。

なお、老齢厚生年金には受け取りを繰り下げる制度もあります。【17ページ参照】

経過的加算額

特別支給の老齢厚生年金を受け取っていた方が65歳から受け取る老齢基礎年金は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分にかえて受け取ることになりますが、当面は、定額部分のほうが老齢基礎年金よりも高額になります。

そこで、差額分の年金額を補うため、「経過的加算額」が支給されます。

経過的加算額は、定額部分に該当する額から、厚生年金保険に加入していた期間について受け取れる老齢基礎年金の額を差し引いた額となります。

$$\text{経過的加算額} = \text{定額部分に相当する額} - \text{厚生年金保険に加入していた期間について受け取れる老齢基礎年金の額}$$

加給年金額

加給年金額については、65歳以降も加給年金額の対象者がいる場合は受け取ることができます。【10ページ参照】